

Baum Collection

宿泊約款

(第1条 適用範囲)

1. 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとしします。
2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとしします。

(第2条 宿泊契約の申込み)

1. 当施設に宿泊契約(宿泊予約)の申込みをしようとする方は、旅館業法第6条、同法施行規則第4条の2及び当施設の所在する都道府県の定める条例に基づき、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊者の連絡先
 - (4) その他等施設が必要と認める事項
2. 前項に基づき当施設に申し出のあった内容に変更が生じたときは変更後の内容を速やかに当施設に申し出て頂きます。
3. お客様が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(第3条 宿泊契約の成立等)

1. 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとしします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当該宿泊契約にかかる申込金を宿泊契約日より10日以内に当該施設指定の口座へお支払い頂きます。なお、お支払いがない場合、前条に基づき申し出のあった連絡先へ連絡を試みても連絡が取れないとき、または連絡を拒否されたときは宿泊契約の効力を失うものとしします。
3. 申込金はお客様が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は宿泊契約はその効力を失うものとしします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(第4条 宿泊契約締結の拒否)

1. 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室提供ができないとき。
 - (3) 宿泊しようとする方が宿泊に関し法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする方が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (5) 宿泊しようとする方が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (6) 宿泊に関し社会通念上、相当な範囲を超えるサービスその他負担を求められたとき
 - (7) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (8) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (10) 保護者の許可のない未成年者のみが宿泊するとき。
 - (11) その他、各種法令または都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき

(第6条 お客様の契約解除権)

1. お客様は当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. お客様が宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金をお支払い頂きます。
3. お客様が無連絡で宿泊日当日の到着予定時刻になっても到着されないときは、当施設はその宿泊契約はお客様都合により解除されたものとして処理することができるものとします。

(第7条 当施設の契約解除権)

1. 当施設は次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) お客様が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) お客様が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) お客様が他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) お客様が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 都道府県条例第条（第号）の規定する場合に該当するとき。
 - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、火災予防・防火に支障を及ぼす行為をしたとき。
 - (9) 宿泊契約の締結が予約サイトを通じてなされている場合において、当該サイトからの宿泊代金の支払いが確認されていないとき。

- (10) その他、各種法令または都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

(第 8 条 宿泊の登録)

1. お客様は宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) お客様の氏名、ご連絡先及び住所
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日
 - (4) その他当施設が必要と認める事項

(第 9 条 客室の使用時間)

1. お客様が当施設の客室を使用できる時間は、当施設が定めるチェックイン時間からチェックアウト時間までとします。但し、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 前項に基づきお客様が客室を使用できる時間内であっても、当施設は安全及び衛生管理その他当施設の運営管理上の必要があるときは、客室に立ち入り必要な措置を取ることができるものとします。

(第 10 条 利用規則の遵守)

お客様は当施設内においては、当施設の利用規則に従って頂きます。

(第 11 条 料金の支払い)

1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、お客様の到着の際または当施設が請求したとき、日本円、当施設が認めたクレジットカードによりフロントにおいて行っていただきます。
3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(第 12 条 当施設の責任)

当施設は宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

(第 13 条 寄託物等の取扱い)

当施設で寄託物等の取扱いは行なっておりません。宿泊者が当施設内にお持ち込みになった物品または現金ならびに貴重品に関して滅失、毀損等の損害が生じても責任を負いかねます。

(第 14 条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

(第 15 条 駐車の責任)

お客様が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は駐車場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

(第 16 条 お客様の責任)

お客様によるこの約款もしくは利用規則に違反する行為及びその他お客様の責に帰すべき事由により、当施設が客室の清掃・修繕費用の支出、販売機会の喪失その他の損害を被ったときは、お客様に当施設が被った損害を賠償して頂きます。

(第 17 条 免責事項)

当施設内のインターネット・Wifi 等のご利用にあたりましてはお客様ご自身の責任で行うものと致します。ご利用中にシステム障害その他理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当施設は一切の責任を負いかねます。また、当施設が不適切と判断した行為により、当施設及び第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償して頂きます。

別表第 1 宿泊料金等の算定方法(第 10 条関係)

		内 訳
宿 泊 料 金	宿 泊 料 金	基本宿泊料 (室料)
	付 帯 料 金	ペット料金及びその他オプション等利用料金
	税 金	消費税

備考

- 1 宿泊料金は Web サイト等に掲示する料金表によります。
- 2 子供料金(1 名 1 泊あたり)：
未就学児(3 歳以下)は無料、4 歳～小学生のお客様は 1 泊 1 名あたり 3,000 円(税込)となります。中学生以上のお客様は大人料金となります。
- 3 ペット料金(1 頭 1 泊あたり)：
小型犬 1,000 円(税込)、中型犬 1,500 円、大型犬 2,000 円
犬種分類：小型犬(10kg 未満) / 中型犬(10～25kg) / 大型犬(25kg 以上)

別表第2 違約金(第6条関係)

連絡なしの 不泊	当日	3日前~前日	9日前~4日前	20日前~10日前
100%	100%	50%	40%	30%

(注)

1. %は宿泊料金合計に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮された場合は、その日数に関わらず、短縮により宿泊しないこととなった最初の日の分についてのみ違約金を収受します。
4. 宿泊人数の一部について契約の解除があった場合、契約を解除された人数分の宿泊料金を基に算出した額の違約金を収受します。